

V 過年度の苦情処理案件の改善状況

過年度にオンブズマンが市に改善等の要望を出した案件について、その後の経過をお知らせします。

(1) 法定外公共物の払下げについて

(令和5年度(2024年度)報告書掲載・発意調査)

【オンブズマンの見解(要旨)】

市の「長年の間事実上公の目的に供用されることなく放置され、公共用財産としての形態、機能を全く喪失した里道や水路について、隣接する所有者が単独で平穏かつ公然に占有していた場合の払下げについては、同意を不要とする方向です。」との回答を受けて、かかる市の方針転換は合理的な判断であると思われます。法定外公共物の社会的経済的有効活用を旨として、今後、『利用価値がなく管理が行き届いていない里道や水路』の適正な払い下げ手続きがなされるよう期待します。

【市の改善等の状況】

熊本市道及び法定外公共物の用途廃止、付替、払下げに関する事務取扱要綱の一部改正(第6条第3号)を行い、別図の場合においては、用途廃止及び払下げについて土地所有者からの同意を必要としない運用を令和6年(2024年)8月1日から開始しました。

